

7. 食品流通に関するその他のトピックス

(3) 食品等流通調査

○ 食品等流通法条文（抜粋）

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）

（定義）

第二条【略】

2・3【略】

4 この法律において「食品等の取引の適正化」とは、食品等の取引が適正に行われるようにするために行う食品等の取引条件の改善その他の措置をいう。

（食品等流通調査）

第二十七条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「食品等流通調査」という。）を行うものとする。

2 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、農林水産大臣の行う食品等流通調査に対して協力するため、農林水産省令で定めるところにより、その保有する情報であつて食品等の取引の状況その他食品等の流通に関するものを提供するよう努めるものとする。

3 農林水産大臣は、食品等流通調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

4 関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

（食品等流通調査に基づく措置）

第二十八条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等流通調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導及び助言、食品等の流通に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

（公正取引委員会への通知）

第二十九条 農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

○ 令和5年度食品等流通調査について

調査趣旨

- ▶ 原材料価格高騰や人手不足の影響等により、依然として厳しい状況に置かれている事業者も存在している。また、いわゆる「物流の2024年問題」に直面している。
- ▶ 令和5年度は令和4年度の調査結果を踏まえ、
 - ① 令和4年度に引き続き、食品等の流通における労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁状況や課題を把握することを目的とするとともに、
 - ② 各事業者の「物流の2024年問題」への取組状況や課題について把握することを目的として調査を実施した。

調査実施状況

- ▶ 卸売卸売市場関係者、食品製造事業者、食品卸事業者を対象として、納入先（小売事業者等）との取引における課題についてアンケート調査、
- ▶ 上記に加え、農業者団体、農業法人を対象として、①価格転嫁、②物流、③商慣習、④電子取引等の状況や課題についてヒアリング調査を実施した。
- ▶ 調査期間：アンケート調査（令和5年4月～12月）、ヒアリング調査（令和5年6月～12月）

【アンケート調査】

卸売市場関係者	食品製造事業者	食品卸事業者	小売事業者	合計
445	292	59	57	853

【ヒアリング調査】

農業者団体 農業法人	卸売市場関係者	食品製造事業者	食品卸事業者	小売事業者	合計
32	65	40	27	39	203

○ 令和5年度食品等流通調査 結果の概要①

【①価格転嫁】

- 調査を通じ、加工食品の価格転嫁は、原材料費の高騰分に伴う価格転嫁を中心に昨年度と比較して進んでいることが明らかになった。一方で、労務費やエネルギーコストの上昇分の価格転嫁については、進んでいるが、十分とは言えず、引き続き、これらの適切な価格転嫁に向けて取り組んでいく必要があると考えられる。
- 物流事業者のエネルギーコスト上昇分の価格転嫁については、アンケート調査によると、食品製造事業者・食品卸事業者・小売事業者の7割以上が物流事業者と協議を行い、6割以上が「概ね反映した」と回答する等、物流の2024年問題を翌年に控える中、一定程度価格転嫁が進んでいる可能性がうかがわれた。
- 小売事業者等に加工食品を納品する食品製造事業者・食品卸事業者からは、ヒアリング調査において「業界大手が率先して値上げをしたのでやり易かった」「得意先や消費者に値上げを認めてもらいやすくなった」等の声が多く聞かれる等、相当程度、価格転嫁が進展している様子がうかがわれた。
- 他方、製造・卸段階での値上げが実際に小売の店頭価格に反映されるまでのタイムラグを指摘する声も多く、中には「値上げに時間稼ぎをされ、店頭価格に反映されるまで旧価格との差額補填を要求された」という適正とは言い難い事例もあり、引き続き、実態把握を進めるとともに、取引の適正化に取り組んでいく必要がある。
- 主として生鮮食料品を取り扱う農業者団体等や卸売市場関係者からは、ヒアリング調査において、価格転嫁が「できている」という回答と「できていない」という回答の両方があり、前者の回答は加工用やシーズン値決め等の契約型取引や飲食店向けの納品について、後者の回答は市場取引や仲卸業者からスーパーへの納品等について、それぞれ言及される傾向にあった。他方、「まずは単収向上やロス削減」「規格の簡素化で労務費コスト削減」等、価格転嫁以外の取組で手取りを増やしていこうとする声も聞かれた。
- 全体的傾向として、加工食品は価格転嫁の進展が確認できた一方で、生鮮食料品は、特に、スーパーへの納品において価格転嫁が進んでいない状況が確認できた。行政機関としても、引き続き、適切な価格転嫁を推進するとともに、取引状況の実態把握に努めていく必要がある。

○ 令和5年度食品等流通調査 結果の概要②

【②物流】

- 令和5年度調査では、ヒアリング調査において「トラック予約システムが導入されて（荷待ち時間等の状況が）大きく改善された」といった声が数多く聞かれた。実際、アンケート調査においても、トラック予約システムの導入割合が相対的に高かった小売事業者の方が食品製造事業者・食品卸事業者に比べ「荷待ちの状況が改善している」と回答した割合が高く、トラック予約システムが物流効率化に大きく寄与している可能性がうかがわれた。
- 一方で、「予約確定連絡が来るのが遅い」「一番の問題は様々なシステムが乱立していること」等の声も聞かれており、更なる効率化のためにはトラック予約システムの導入のみならず、導入後の運用改善や、将来的なシステム間の相互連携等についても検討していく必要があると考えられる。
- パレットについても、ヒアリング調査において、農業者団体等や卸売市場関係者から「市場に入荷する荷物の約7割がパレット化されている」「パレット化により荷卸し業務の時間が短縮している」等、導入の進展具合や効果を評価する声が聞かれた。
- 一方で、「選果場の改修のタイミングでないので、外装サイズ（段ボール箱の大きさ）の変更が進まない」「（プラスチック製の）レンタルパレットが紛失しないよう木製パレットに積み替えている」「積載効率が悪くなるのでバラ納品が多く残っている」等の声も聞かれており、更なるパレット輸送推進のためには、パレット導入の効果とコスト負担について、関係者間で協議し、認識を共有しながら検討を進めていく必要があると考えられる。
- 物流効率化に向けた取組としては、共同配送等を通じた積載率向上への取組が数多く聞かれた。鉄道輸送については、トラック輸送と比べた場合の価格面での優位性を指摘する声もあったが、同時に、リードタイムの長さや振動による農産物等の品質面への影響を指摘する声もあり、更なるモーダルシフトを進めていくためには、輸送技術面での課題を解決していく必要があると考えられる。
- 納品時等の「検品」については、食品卸事業者や小売事業者の一部からは、既に「検品レス」となっているとの声も聞かれたが、そのような事業者は、オンライン受注、ASN（事前出荷情報）の送信、納品伝票の電子化等を行っており、「検品レスを進めるためには、デジタル化やデータ連携が不可欠であることが改めて確認された。

○ 令和5年度食品等流通調査 結果の概要③

【③商慣習】

- 店舗納品期限に関する、いわゆる「3分の1ルール」については、アンケート調査において食品製造事業者の4割、食品卸事業者の3割が「全ての商品について3分の1ルールが求められている」と回答するなど、未だに業界に根付いている様子がうかがわれた。他方、小売事業者に対するアンケートでは「全て3分の1ルール」との回答は1割にとどまり、一部又は全ての商品について「2分の1ルールに緩和」との回答が5割を占めた。
- 小売事業者に比べ、食品製造事業者・食品卸事業者において「全て3分の1ルール」との回答（認識）が多かった背景事情の一つとしては、納品先の中に「2分の1ルール」の者と「3分の1ルール」の者の両方が存在している場合、物流センターのオペレーションとしては「3分の1ルール」の方に揃えざるを得ないということが考えられる。したがって、更なる物流効率化や食品ロスの削減のためにも、今後、**同じ物流センターを活用している関係者間で協議し、例えば、まずは全カテゴリーではなく取り組みやすい商品カテゴリーから「2分の1ルール」に緩和していくなど、更なる納品期限の緩和に向けた取組を進めていく必要がある**と考えられる。
- その他の商慣習のうち、納品リードタイムについては、小売事業者に対するアンケート調査によると、翌日納品（LT1）が主流ではあったが、品目によっては翌々日納品（LT2）が5割近くを占めている等、リードタイム延長に向けた動きが確認できた。また、労務提供についても、ヒアリング調査において、食品製造事業者・食品卸事業者から「最近はあまり聞かなくなった」「基本的に対価を頂いている」「毎年覚書を交わしている」等の声が聞かれるなど、総じて改善傾向にあることが確認された。
- 他方、小売事業者が納入事業者に請求する物流センターの使用料（センターフィー）については、卸売市場関係者・食品製造事業者・食品卸事業者の全てから「設定料率に交渉余地がなく、断れない」「設定料率の根拠が文書で示されていない」「センターフィーが適正ではなく、小売のプロフィットセンター（利益源）となっている」等の声が聞かれており、更なる取引適正化のためには**小売事業者において、センターフィーの設定根拠の提示や説明、書面での合意等を通じた透明性確保に努めていく必要がある**と考えられる。

○ 令和5年度食品等流通調査 結果の概要④

【④電子取引】

- 納品伝票の電子化については、食品製造事業者・食品卸事業者のうち、アンケート調査において「電子化が進んでいる」と回答したのは2割にとどまるなど、電子化が遅れていることが改めて確認された。
- 他方、発注業務の電子化については、今回のヒアリング調査においては対象者ごとに回答の傾向が異なり、小売事業者はそのほとんどがオンライン発注となっていたが、食品製造事業者・食品卸事業者においては、オンライン受注が進んでいる者とFAXによる受注が大半を占める者とに大きく二分される傾向にあった。
- FAXで受注している業者の中にはOCR（光学式文字読取）の導入に取り組んでいる者もいたが、ヒアリング調査においては「意外とコストが掛かる」「読取ができないものは手入力になる」との回答も聞かれており、抜本解決とは言い難いことが再確認された。
- 自動発注システムについては、アンケート調査の対象となった小売事業者の約7割が導入済みであり、現状では従来型のシステムが多いものの、AI需要予測型システムの活用も増加傾向にあることが確認された。ただし、AI需要予測型システムについては、ヒアリング調査において「日配品のロス率が下がった」等の評価がある一方で、「まだ精度が確立しておらず、今後のデータ蓄積が重要」という声も聞かれる等、現時点での評価は様々であった。
- 電子取引等は、一定のコスト負担は生じるものの、業務効率化の効果が期待でき、また、更なる物流効率化や商慣習改善につながっていくことも期待できるものであることから、取引関係者間で協力・連携し、どのようなシステムを導入して何を指すかの目的意識を明確にしつつ、一層の導入や活用に取り組んでいく必要がある。

○ 協力要請について（令和6年5月31日発出）①

調査結果に基づき、農林水産大臣名で、協力要請を各団体に発出しております。

6新食第396号
令和6年5月31日

別記団体の長 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（令和5年度）の結果に基づく協力要請について

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、令和5年度において、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「令和5年度食品等流通調査」という。）を行ったところ、当該調査の結果を踏まえ、法第28条の規定に基づき協力要請を行うこととしたので、下記の内容について十分に御知いただくとともに、食品等の取引の適正化に向けた一層の御協力をお願いする。

なお、このことについて、貴殿から傘下の関係者に対して周知願いたい。

記

1. 令和5年度食品等流通調査の結果について

(1) 令和5年度食品等流通調査では、

- ア 令和5年4月から12月にかけて、卸売市場関係者、食品製造事業者、食品卸事業者、小売事業者を対象とするアンケート調査を実施するとともに（回答者数853者）、
 - イ 同年6月から12月にかけて、農業者団体、農業法人、卸売市場関係者、食品製造事業者、食品卸事業者、小売事業者を対象とするヒアリング調査を実施した（対象者数203者）。
- 調査に御協力いただいた関係各位に、改めて感謝の意を表明したい。

(2) 上記2つの調査を通じて把握できた全体的傾向は以下のとおりである。

ア 価格転嫁

- ・ 主として加工食品を取り扱う食品製造事業者、食品卸事業者においては、原材料費の高騰分を中心に昨年度と比べ価格転嫁が進んでいるものの、労務費やエネルギーコストの上昇分の価格転嫁は十分に進んでいるとは言えない。
- ・ また、食品製造事業者、食品卸事業者からは、製造・卸段階での値上げが店頭価格に反映されるまでのタイムラグを指摘する声が多く、中には「小売事業者から旧価格との差額補填を要請された」という適切とは言えない事例もあった。
- ・ 主として生鮮食料品を取り扱う農業者団体等や卸売市場関係者からは、加工用や飲食店向け納品等について「価格転嫁できている」という声とスーパーへの納品等について「価格転嫁できていない」という声の両方が聞かれた。

イ 物流

- ・ トラック予約システム導入により荷待ち等の状況が大きく改善されたとの声が多く聞かれた。
- ・ パレット導入の進展や効果を評価する声が開かれた一方で、コスト負担等の課題により積載効率低下等の理由から進んでいないとの声も聞かれた。
- ・ 物流効率化に向けた取組としては、共同配送等を通じた積載率向上への取組が数多く聞かれた。

ウ 商慣習

- ・ 店舗納品期限については、未だに3分の1ルールが業界に根付いている様子がうかがわれたものの、小売事業者において、一部又は全ての商品について

○ 協力要請について（令和6年5月31日発出）②

調査結果に基づき、農林水産大臣名で、協力要請を各団体に発出しております。

て2分の1ルールに緩和しているとの回答が5割を占める等、緩和に向けた動きも見られた。

- ・ 納品リードタイムについては、未だ翌日納品が主流ではあるものの、品目によっては翌々日納品が5割近くを占める等、延長に向けた動きも見られた。他方、小売事業者の物流センターの使用料（センターフィー）については、卸売市場関係者、食品製造事業者、食品卸事業者の全てから設定根拠の不透明性等を指摘する声が続出した。

エ 電子取引等

- ・ 小売事業者の発注業務はオンライン化が進んでいるが、食品製造事業者、食品卸事業者においては、オンライン受注が進んでいる者とBXXによる受注が大半を占める者との二分される傾向にあることが、ヒアリング調査を通じて明らかになった。
- ・ 小売事業者においては自動発注システムの導入が進んでおり、AI需要予測システムの活用も増加傾向にあるが、ロス率低下や発注作業の負担軽減効果を評価する声がある一方で、まだ精度が十分に確立していないとの声も聞かれた。

- (3) 令和5年度食品等流通調査の結果の詳細については、別添の「令和5年度食品等流通調査に関する報告書」を御参照いただきたい。

2. 令和5年度食品等流通調査の結果に基づく協力要請について

(1) 価格転嫁

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行し、社会経済活動の正常化が進む一方で、国際的な原材料価格の上昇や円安を背景とする物価高騰や人口減少・高齢化を背景とする人手不足は継続しており、食品関連事業者においては、原材料費に加え、労務費、エネルギーコスト等も適切に価格転嫁することが重要である。

このため、原材料費はもとより、労務費、エネルギーコストも含めて、これらの上昇分が取引価格に適切に反映されるよう、農団体及び傘下会員の格段の御協力をいただきたい。その際、小売事業者においては、製造・卸段階での値上げが店頭価格に反映されるまでの間、旧価格との差額を補填させるといった不適切な取引が発生しないよう、価格転嫁の店頭価格への速やかな反映等に十分留意願いたい。

また、生鮮食料品、特にスーパーへの納品等において価格転嫁が進んでいない状況が確認されたところ、令和5年度食品等流通調査の一環として調査が実施され、令和6年3月27日に策定された「卸売市場の仲卸業者等と小売業者と

の間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」も活用しつつ、適切な価格転嫁を含め、取引の改善に取り組んでいただきたい。

(2) 物流

いわゆる「物流の2024年問題」への対処として、引き続き、荷待ち時間削減に効果のあるトラック予約システムの導入を進めるとともに、更なる効率化のため、同システム導入後の運用改善等に取り組んでいただきたい。

また、荷役時間削減に効果の高いパレット輸送におけるパレット導入の効果とコスト負担について、関係者間で協議し認識を共有しながら、更に取り組んでいただきたい。

(3) 商慣習

店舗納品期限については、更なる物流効率化や食品ロス削減のためにも、未だに業界に根付いている「3分の1ルール」の緩和を一層進めていくべく、例えば、同じ物流センターを活用している関係者間で協議し、まずは全カテゴリーではなく取り組みやすい商品カテゴリーから「2分の1ルール」に統一する等の取組を進めていただきたい。

また、小売事業者等が納入事業者に請求する物流センターの使用料（センターフィー）については、小売事業者において、その設定根拠の明示や説明、書面での合意等を通じた透明性の確保に努めていただきたい。

(4) 電子取引等

電子取引等は、一定のコスト負担は生じるものの、業務効率化が期待でき、また、いわゆる「検品レス」をはじめ、更なる物流効率化や商慣習改善につながっていくことも期待できるものであることから、取引関係者間で協力・連携し、どのようなシステムを導入して何を目指すかの目的意識を明確にしつつ、一層の導入や活用に取り組んでいただきたい。

3 その他

政府では、所得増と成長の好循環の実現に向けて一体となって、価格交渉や価格転嫁をしやすい取引環境の整備を進めているところであり、本年3月25日には下請事業者及び親事業者の「望ましい取引慣行」を示した下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」が改正され、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房、公正取引委員会取りまとめ）に基づく親事業者及び下請事業者の行動に関する事項や、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すことに関する事項が新たに明記されたので、改めて適正な取引に向け御留意いただきたい。

○ 卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に向けたガイドライン ①

- 小売業者と仲卸業者等との間に交渉力の差がある中で、仲卸業者等から「小売業者との間における生鮮食料品等の取引において適正化を図るべき事例が存在しているのではないか」との意見が出されたことを踏まえ、農林水産省として食品等流通調査を実施。
- 調査の結果、不当な返品など独占禁止法等の観点から問題となり得る事例が明らかになったことから、食品等流通法に基づく措置として本ガイドラインを令和5年3月に策定。
- 今後、小売業者、仲卸業者等に対してガイドラインについての説明会を実施し、周知徹底を図る。

小売業者から仲卸業者等への不当な返品

❌【問題となりえる事例】

- 一部の品質が悪いとの理由で全部返品された。
- バーコードを貼って陳列してから返品された。
- 納品して1週間後に品質が悪いと返品された。



○【望ましい取引事例】

- 傷んだ1粒だけ除去して販売してもらった。
- 返品前に必ず写真を送信してもらうことで改善した。
- 店舗担当者でなく、本社バイヤーに相談して改善してもらった。
- 申出期限など返品条件を書面で事前に交わした。

客寄せのための納品価格の不当な引き下げ

❌【問題となりえる事例】

- セール時に一律で半額に値引きを要請された。
- 別の取引先の価格を引き合いに値下げを一方向的に要求された。



○【望ましい取引事例】

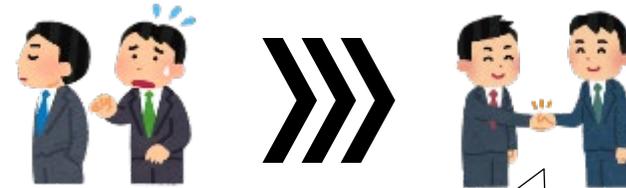
- 納価割れ販売の実態を説明し、納得を得た。
- 安売りばかりする小売業者との取引を見直した。

○ 卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に向けたガイドライン ②

物流費、エネルギーコスト等上昇時の取引価格の一方向的な決定

✖【問題となりえる事例】

- ・労務費、物流費等の高騰で資料を基に値上げ要請をしたが、販売価格を一方向的に据え置かれた。
- ・季節商品の値上げ要請をしたが、すぐ取り合ってもらえず、時期が終わってしまった。



データに基づいた協議で合意につながりました！

○【望ましい取引実例】

- ・価格上昇を数字に基づいて説明し、取引価格の上昇につながった。
- ・物流費等の上昇を継続的に交渉し、価格改定につながった。

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）」により、発注者である小売業者には、定期的に労務費の転嫁について協議する場を設け、協議することが求められている。

また、公正取引委員会では、「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ & A及び「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」で、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがあることを明確化している。

説明のない協賛金(リベート)の負担の要請

✖【問題となりえる事例】

- ・協賛金、物流費など用途不明で算定根拠を全く説明されない。
- ・新事業のため会費を支払うよう要求され、断ると取引を打ち切られた。



社内ルールや書面合意を応じられない根拠に！

○【望ましい取引実例】

- ・十分に協議し、算定根拠とともに協賛金を決定し、書面合意する。
- ・一方向的な要請には応じないよう社内ルールを決めている。

○ 卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に向けたガイドライン ③

一方的な物流センター使用料（センターフィー）等の負担の要請

✖【問題となりえる事例】

- ・明確な説明がないままセンターフィーの設定料率を上げられた。



センターフィー分まで販売価格に組み込むことで損失なし！

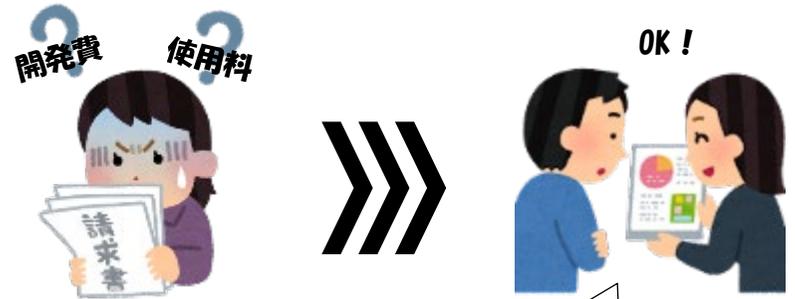
○【望ましい取引事例】

- ・採算が合わない場合はセンターフィーの改定を申し入れている。
- ・センターフィーは販売価格に組み込む形で交渉する。センターフィーの値上げによる実質値下げには応じない。
- ・直接店舗配送の効率性をデータで説明し、センター経由と使い分けしている。

受発注に関するシステム使用料等の過度な徴収

✖【問題となりえる事例】

- ・小売業者から取引を開始する条件として、仲卸業者等の利益となることが示されることなく、オンラインシステムの開発費用や月次の使用料の負担を求められる。



説明を受けて双方合意した内容だけ対応します！

○【望ましい取引事例】

- ・システム使用料に関し、取引開始段階で双方合意した内容のみ対応している。
- ・システム使用料と取引高を比較検討し、不利益になる場合には取引自体を断った。

○ 卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に向けたガイドライン ④

物の購入強制	従業員の派遣や役務の提供の過度な要請
<p>✗【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恵方巻などシーズンイベントごとに商品購入の催促があり、達成できない場合、取引商品を外すなど報復があるように匂わせてくる。 	<p>✗【問題となりえる事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業者の新規開店の際、従業員の派遣や人件費の負担を要請された。 ・新規開店の際、バックヤードで寿司を作るよう要請された。
<p>今後の取引を断られそうで購入してしまった…。</p> 	<p>従業員派遣に人件費負担なんてあんまりだ…。</p> 
<p>○【望ましい取引事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業者が一方的な斡旋をなくし、仲卸業者等側から希望があった場合に限り購入を案内している。 	<p>○【望ましい取引事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業者は仲卸業者等に対し取引商品の販売業務に係る応援要請をした際、当該応援要請を受けられるかについて、日当や宿泊費、交通費、弁当など派遣に必要な費用を支払うとしたうえで、曜日の選択などを十分に協議した上で決定した。

○ 卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に向けたガイドライン ⑤

十分に説明のない取引条件の変更等

✖【問題となりえる事例】

- ・新店舗へ急遽サービスで配送するよう依頼された。
- ・色むらを突然指摘され、商品価格を引き下げられた。
- ・いつもと産地が異なるだけで返品になった。



○【望ましい取引実例】

- ・商品の条件や配送のパターンを明確にし、合意内容を書面で交わした。